

横浜市平沼記念体育館
指定候補者選定結果報告書

令和3年9月

横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会

1 経緯

横浜市平沼記念体育館の第4期指定管理者の選定にあたり、横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会（以下、「選定委員会」という。）は、公募書類の確認や応募者の面接審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 選定委員会 委員（50音順）

委員長	齊藤 隆志	日本体育大学教授
委員	石黒 えみ	亜細亜大学准教授
	廣崎 英子	税理士（東京地方税理士会横浜中央支部所属）
	平井 孝幸	横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長
	齋藤 由紀	公益財団法人日本水泳連盟監事

3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者0名） 1 選定スケジュールについて 2 公募書類の決定	令和2年1月20日（月）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	令和3年6月1日（火） ～7月20日（火）
現地見学会兼公募説明会（参加任意） ※申込は、令和3年6月17日（木）17時まで （申込1団体、3名）	令和3年6月21日（月）
公募に関する質問受付（1団体、8問）	令和3年6月22日（火） ～6月29日（火）
公募に関する質問回答	令和3年7月13日（火）
応募書類の受付（1団体）	令和3年6月22日（火） ～7月20日（火）
◆第2回選定委員会（傍聴者1名） 1 面接審査（プレゼンテーション方式） 2 指定候補者の選定	令和3年8月27日（金）

4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市平沼記念体育館 第4期指定管理者 公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、面接審査として公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が105点及びその他加点・減点事項の加減10点で採点した上で、平均点を取って委員会としての点数としました。

(1) 事業者の状況について 11点

- ア 本市の行政課題及び施策を踏まえた当該施設管理の基本方針について示されているか。事業者の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、事業者の財務状況は健全か。
- イ 基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。
- ウ 天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示（透明性）、類似施設の管理実績について示されているか。

(2) 施設の平等・公平な利用の確保について 10点

- ア 誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりについて示されているか。
- イ 高齢者・障害者・外国人等を含む多様な利用者に対する支援・配慮について示されているか。バリアフリー、ユニバーサルデザイン、多言語化等の具体的な対応策が示されているか。

(3) 施設の効用の最大限発揮について 25点

- ア 利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示されているか。利用者のニーズや意見を把握し、運営に反映させる仕組みがあるか。
- イ 実現可能な広報・利用促進策が示されているか。記念棟の実現可能な活用計画が示されているか。
- ウ 具体性のあるスポーツ教室等の事業計画について示されているか。集客力を向上させるような魅力ある教室・イベント等の開催について、実現可能な計画が示されているか。
- エ 利用者の多様なニーズに対応し、サービス向上に資する具体的な自主事業計画が示されているか。
- オ 安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。業務水準向上のための職員育成や研修の計画が示されており、内容が適切か。

(4) 本市の重要施策を踏まえた取組について 5点

- 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。
- ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。
- 市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。

(5) 管理運営経費について 18点

- ア 利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか
- イ 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。指定管理料の設定が横浜市の設定する想定額以下か。
- ウ 利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。
- エ 業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。

(6) 施設管理について 10点

- ア 施設の維持保全、保守点検計画及びその予算について示されているか。環境保持・環境保全への取組について示されているか。
- イ 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。建築局が実施する劣化調査や二次点検等を考慮し、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。

(7) 安全管理について 10点

- ア 安全・安心に利用できる体制について示されているか。
- イ 事業体全体の危機管理体制について示されているか。また、補償体制について示されているか。

(8) 地域との協力について 8点

- ア 地域におけるスポーツ振興事業の取組や地域と連携した取組について示されているか。
- イ 地域貢献に対する取組について具体的に示されているか。

(9) モニタリングについて 3点

- 事業の評価を実行するとともに、PDCA マネジメント等の事業の改善策について示されているか。

(10) 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組について 5点

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る具体的な取組や考え方が提案されているか。(具体的感染防止対策、教室事業等実施時の工夫、料金収入減に対する対応策等) with/after コロナを見据えた施設運営、事業展開の方針が示されているか。

(11) その他特記加減点事項 平均加減5点

- ア 市内中小企業等であるか。
- イ 管理実績が良好であるか。

5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

【公募要項 18 ページ 8 公募及び選定に関する事項 (5) 応募条件等について】

(1) 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること (法人格は不要。ただし個人は除く。)

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険 (雇用保険・労災保険) 及び社会保険 (健康保険・厚生年金保険) への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団経営支配法人等 (横浜市暴力団排除条例 (平成23年12月横浜市条例第51号) 第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

をいう。) であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式3）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合
(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

6 応募団体

1 団体から応募がありました。

7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名 共同事業体の場合は、構成団体名
指定候補者	公益財団法人横浜市スポーツ協会

8 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者
(1)	事業者の状況について	11点	9.2
(2)	施設の平等・公平な利用の確保について	10点	6.8
(3)	施設の効用の最大限発揮について	25点	19.0
(4)	本市の重要施策を踏まえた取組について	5点	4.4
(5)	管理運営経費について	18点	14.8
(6)	施設管理について	10点	6.6
(7)	安全管理について	10点	8.0
(8)	地域との協力について	8点	6.6
(9)	モニタリングについて	3点	2.8
(10)	新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組について	5点	3.8

合計		105 点	82.0
(11)	その他特記加減点事項	平均加減 5 点	3.6
総合 得点			85.6

※ 合計を含め各項目ごとに平均を算出しているため、項目を足し合わせた数値と合計の数値が合わない場合があります。

9 審査講評

応募団体が1者のみだったため、この団体が本施設を運営するにふさわしいかどうか、という観点で選考を行いました。

指定候補者は、横浜市平沼記念体育館の設置目的や本市の行政課題を理解しており、多種多様な教室の実施や地域還元イベントの開催について提案がなされていました。

一方、記念棟を有する施設特性や三ツ沢公園内に位置する地域特性を生かした提案が少ないように見受けられました。

今後の運営の中で、スポーツ文化を発信する拠点としての取り組みや、公園と連携した取り組み等が積極的に行われることを期待します。